

改正産業安全保健法施行令

[施行 2020. 1. 16.] [大統領令第 30256 号、2019. 12. 24., 全部改正]

第 86 条(物質安全保健資料の作成・提出を除外する対象化学物質等) 法 第 110 条第 1 項の各号以外の部分前段の「大統領令で定めるもの」とは、次の各号のいずれに該当するものをいう。

(略)

17. 雇用労働部長官が定めて告示する研究・開発用の化学物質又は化学製品。この場合、法第 110 条第 1 項から第 3 項までの規定による資料の提出のみ除外される。

(略)

産業安全保健法

[施行 2020. 1. 16.] [法律第 16272 号、2019. 1. 15., 全部改正]

第 58 条(有害作業の請負禁止)

① 事業主は、労働者の安全や健康に有害または危険な作業として、次の各号のいずれかに該当する作業を請負して、自分の事業所で請負人の労働者がその作業をするようにしてはならない。

1. めっき処理

2. 水銀、鉛またはカドミウムを製錬、注入、加工、加熱する作業

3. 第 118 条第 1 項の規定による許可対象物質を製造または使用する作業

② 事業主は、第 1 項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項各号の規定による作業を請負して、自分の事業所で請負人の労働者がその作業をするようにすることができる。

1. 一時的及び断続的な作業を請負する場合

2. 請負人が有する技術が専門的で、事業主(請負人に請負を発注する発注者としての事業主をいう)の事業運営に必要不可欠な場合として、雇用労働部長官の承認を受けた場合

③ 事業主は、第 2 項第 2 号の規定により雇用労働部長官の承認を受ける場合には、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官が実施する安全・保険に関する評価を受けなければならない。

④ 第 2 項第 2 号の規定による承認の有効期間は 3 年の範囲で定める。

⑤ 雇用労働部長官は、第 4 項の規定による有効期間が満了した場合に、事業主が有効期間の延長を申請すると、承認の有効期間が満了する日の翌日から 3 年の範囲で雇用労働部令のよって定められるところにより、その期間の延長を承認することができる。こ

の場合、事業主は、第 3 項の規定による安全・保健に関する評価を受けなければならない。

- ⑥ 事業主は、第 2 項第 2 号または第 5 項の規定により承認を受けた事項のうち、雇用労働部令で定める事項を変更する場合には、雇用労働部令で定めるところにより、変更の承認を受けなければならない。
- ⑦ 雇用労働部長官は、第 2 項第 2 号、第 5 項または第 6 項の規定により承認、延長承認または変更の承認を受けた者が第 8 項の規定による基準に達している場合には、承認、延長承認または変更の承認を取り消さなければならない。
- ⑧ 第 2 項第 2 号、第 5 項または第 6 項の規定による承認、延長承認または変更承認の基準、手続及び方法、その他必要な事項は、雇用労働部令で定める。

第 59 条(請負の承認)

- ① 事業主は、自分の事業所で安全・保健に有害または危険な作業の中で、急性毒性、皮膚腐食性などがある物質の取扱い等、大統領令で定める作業を請負する場合には、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。この場合、事業主は、雇用労働部令で定めるところにより安全・保健に関する評価を受けなければならない。
- ② 第 1 項の規定による承認については、第 58 条第 4 項から第 8 項までの規定を準用する。

第 60 条(請負の承認の下請け禁止)

第 58 条第 2 項第 2 号の規定による承認、同条第 5 項または第 6 項(第 59 条第 2 項の規定により準用される場合を含む)による延長承認または変更承認および第 59 条第 1 項の規定による承認を受けた作業を請け負った請負人は、その作業を下請けすることができない。

産業安全保健法施行令

[施行 2020. 1. 16.] [大統領令第 30256 号、2019. 12. 24., 全部改正]

第 51 条(請負承認対象作業)

法第 59 条第 1 項の前段の「急性毒性、皮膚腐食性などがある物質の取扱い等、大統領令で定める作業」とは、次の各号のいずれに該当する作業をいう。

- 1. 重量比 1%以上の硫酸、フッ化水素、硝酸または塩化水素を取り扱う設備を改造・分解・解体・撤去する作業またはその設備の内部で行われる作業。ただし、請負人が該当の化学物質をすべて除去した後、証明資料を添付して、雇用労働部長官に申告した場合は除く。
- 2. その他、「産業災害補償保険法」第 8 条第 1 項による労働災害補償保険と予防審議委員会(以下「産業災害補償保険および予防審議委員会」という)の審議を経て、雇用労働部長官が定める作業